

平成 22 年度 板倉町財務書類 [概要版]

第 1 . 財務書類の作成の背景

平成 18 年 6 月に公布された「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（行政改革推進法）」において、地方公共団体における「資産・債務改革」の必要性が明確に打ち出されたことを契機に、地方公共団体は改革の一環である「新地方公会計制度」への対応が求められました。

従来の地方公共団体の会計制度は、1 年間の現金の出入りを把握することに重点を置いた、いわゆる現金主義の考え方に基づく制度であり、これまでの行政活動によって形成された道路・学校・公共施設や公園等の「資産」がどれくらいあるのかあるいはその対価として将来支払わなければならない「負債」がどれくらいあるのか、といった情報を読み取ることができませんでした。

「新地方公会計制度」では、発生主義の考え方に基づく財務書類 4 表 [貸借対照表 行政コスト計算書 純資産変動計算書 資金収支計算書] を作成し、今現在の町の「資産」や「負債」の情報を明らかにすることにより、将来の歳入歳出の管理というフローの側面だけでなく、資産・負債管理というストックの側面からも一体的に財政運営を行うことを目的としています。

第 2 . 作成基準等

(1) 作成根拠

平成 18 年 6 月に公表された「新地方公会計制度研究会報告書」に示された総務省方式改訂モデルに基づき作成します。

(2) 対象会計範囲

普通会計・公営企業会計・特別会計・一部事務組合・広域連合・地方公社等のすべての会計を連結させたものが対象となります。

(3) 対象年度

作成の対象は平成 22 年度とし、平成 23 年 3 月 31 日を作成基準日としています。ただし、出納整理期間における出納については、基準日までに終了したもののとして処理しています。

(4) 主な作成基礎データ

公共資産

有形固定資産については、昭和44年度以降の地方財政状況調査（決算統計）の普通建設事業費（補助金等として支出した金額を除く）を集計し、減価償却計算を実施した後の金額を計上しています。

また、売却可能資産については、随時、固定資産税評価額を評価の基礎として算定していく予定であります。

未収金及び長期延滞債権

歳入歳出決算書の収入未済額のうち平成22年度調定分を未収金、平成21年度以前調定分（滞納繰越分）を長期延滞債権として計上しています。

なお、回収不能見込額については、過去5年間の不能欠損額をもとに算出しています。

退職手当組合積立金

退職手当組合が保有する年度末の資産に対する板倉町の持分相当額を計上するのですが、現在の退職手当組合の持分がマイナス計上になるため積立金はゼロで計上しています。

退職手当引当金

年度末において在職する職員全員が普通退職した場合に必要な退職手当支給見込額を計上しています。